

# 感染者情報の活用のあり方に関するWGに おける議論の状況について

# ①HER-SYSによる情報収集の強化について

## 趣旨・目的

- 今後、一定の期間が経過した段階において訪日外国人の段階的増加が見込まれる中で、当該訪日外国人の健康管理の徹底、感染の早期発見・早期対応の徹底に万全を期すことにより、感染症法第15条に基づく積極的疫学調査業務の円滑な実施に資するような仕組みを整備する。  
→ 具体的には、**入国後28日以内に新型コロナウイルス感染症と診断された訪日外国人について、HER-SYS上でパスポート番号を入力**する。

※ 入国時に記入・提出する誓約書に、「入国後に陽性となった場合には、保健所や医療機関にパスポート番号を提供・提示する」旨を追記。

## 期待される効果

- 検疫システムデータとHER-SYSデータを効率的に連携させることが可能となり、**例えば、入国時に陰性であったものの、国内滞在中に陽性になった割合などを正確に把握・分析できるようになる**。  
→ これにより、**より効果的な感染症対策を講じていくことが可能**になるものと期待。

※ 現行、検疫データとHER-SYSデータを突合するための共通IDが存在しないことから、両データの突合が困難。特に外国人について、誤記や表記ゆれ等により、氏名を利用した突合も困難。

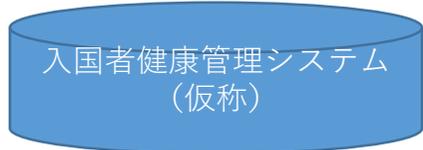
(※1) パスポート番号の入力は基本的には保健所が行うことを想定。ただし、医療機関が入力しても差し支えない。  
(※2) システム改修が終了した1月26日から運用開始。

## (連携強化のイメージ)

※検疫データについては、現行、パスポート番号情報を登録している。



※パスポート番号により管理予定。



連携・突合



※パスポート番号記入欄の追加



(感染症の発生の状況、動向及び原因の調査)

第十五条 都道府県知事は、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

2 厚生労働大臣は、感染症の発生を予防し、またはその蔓延を防止するため緊急の必要があると認めるときには当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他関係者に質問させ、または必要な調査をさせることができる。

# (参考) パスポート番号の入カイメージ

医師の氏名

従事する病院・診療所の名称

外来機関名を検索

外来機関を検索

上記病院・診療所の所在地 (※)

電話番号 (※)

(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 診断 (検案) した者 (死体) の類型

2 当該者氏名

3 性別

4 生年月日

5 診断時の年齢 (0  
歳は月齢)

6 当該者職業

補足情報入力

担当保健所

医療機関名を検索

医療機関名を検索

医療機関を検索

**パスポート番号**

届出先保健所 ( )

自由記述欄 ※担当保健所専用

※発生届入力画面の欄外にパスポート番号の入力欄を追加 (発生届の様式変更ではない)

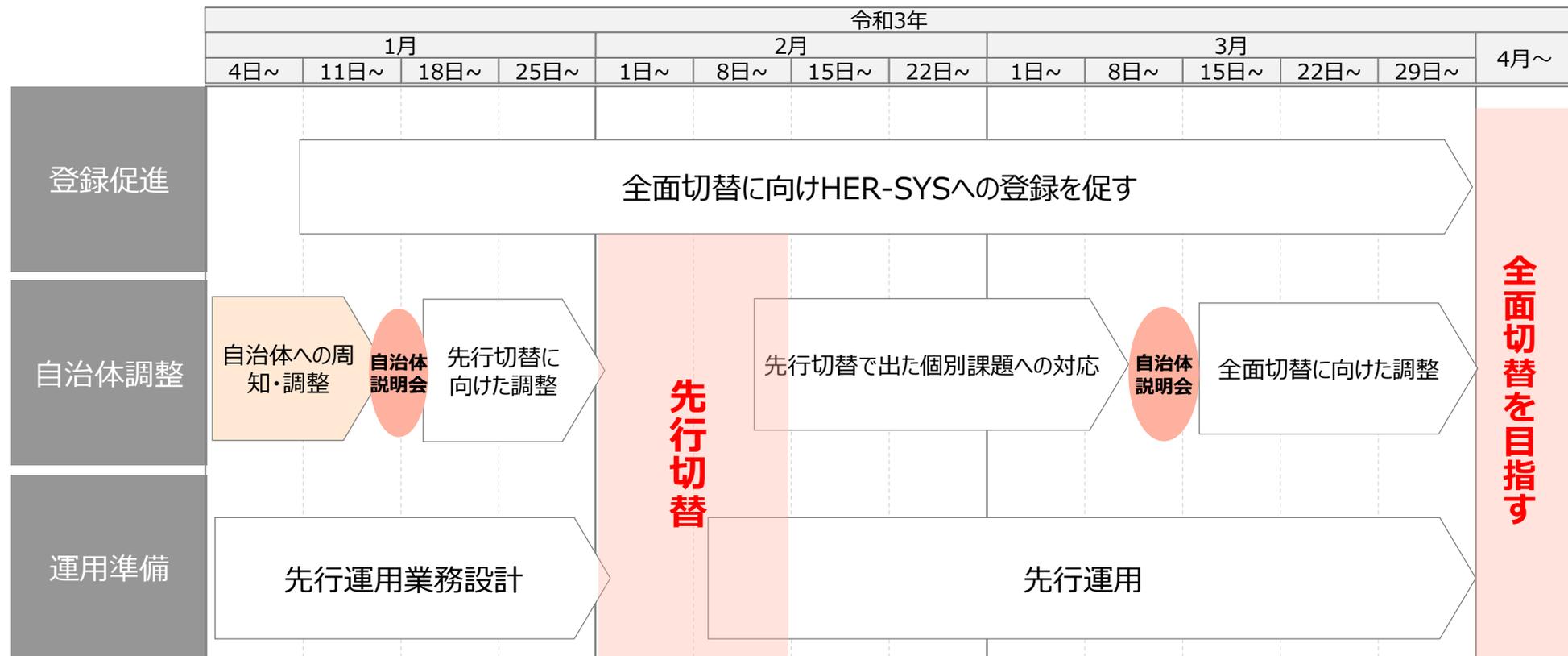
## ②HER-SYSから取得するデータに基づく国民への情報公開について

### 現在の状況

○昨年末より、厚労省HP内に「データからわかる－新型コロナウイルス感染症情報－」を開設し、自治体の公表情報を基に10のグラフ（次項）を公開している。

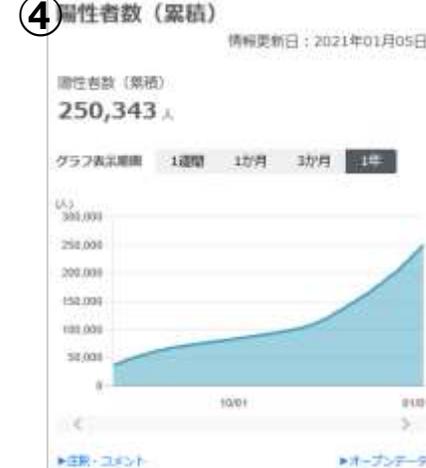
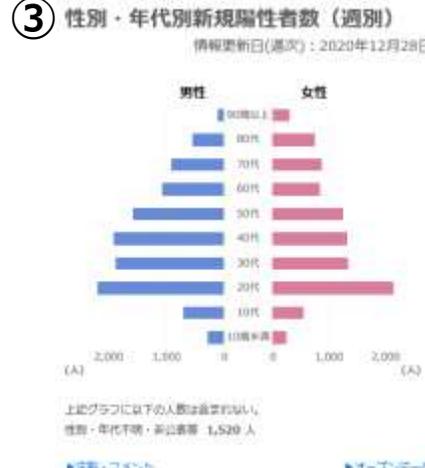
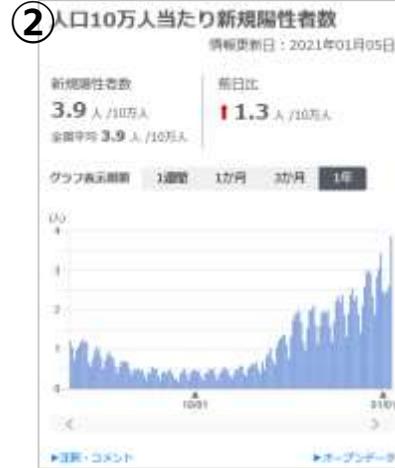
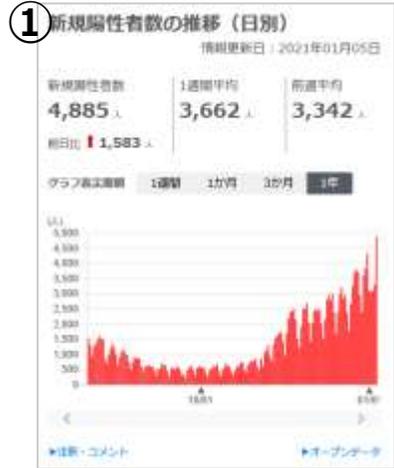
### 今後の方針

- これらのグラフについて、4月以降は全面的にHER-SYS情報を基にする形に切り替えていくことを目指したい。
- これに先立って、HER-SYSの登録状況を踏まえ自治体には国から積極的に声をかけ、先行的に切り替えを促すこととする。



# (参考) 新型コロナウイルス感染症情報のわかりやすい情報発信

○ 感染発生動向に関する情報について、国民向けHPを作成し、これまでより直感的に状況を把握できる、また視覚的に理解しやすいデザインで、情報発信しているところ。



### ③接触確認アプリ（COCOA）への陽性登録促進に向けた処理番号発行機能の改善

#### 現状・課題

- 保健所が陽性者を把握した場合、**保健所から陽性者**に対して行動歴の確認や宿泊療養・自宅療養に関する諸連絡等を行う際に、**接触確認アプリの利用の有無を確認し、利用している場合には陽性登録（※）を行うよう促す。**  
※接触確認アプリで陽性者との接触について通知をするためには、陽性となった利用者自身が、接触確認アプリに陽性登録を行う必要がある。
- 陽性者本人が接触確認アプリへの陽性登録を希望する場合には、**保健所にてHER-SYSを操作し、処理番号（※）を発行し、HER-SYSに登録された携帯電話番号又はメールアドレスに処理番号が送信される。**  
※陽性者である旨を認証するための番号
- 現在、セキュリティの観点から、**処理番号の有効期限は発行から1時間**となっており、登録しないまま有効期限が切れてしまった場合には本人からの申告に基づき**保健所がHER-SYS操作により再発行**している。
- そのため、
  - ① 処理番号発行後に保健所が本人に電話で知らせたり、有効期限が切れてしまった場合に保健所が処理番号を再発行したりする手間が発生。
  - ② 処理番号の有効期限が切れた場合、接触確認アプリへの陽性登録を諦めてしまっている人がいるおそれ。



処理番号の発行/再発行に係る**保健所の手間の削減**と、接触確認アプリ利用者の**利便性向上による陽性登録の促進**が必要

#### 1月22日HER-SYS改修による改善

- 処理番号の有効期限内に接触確認アプリへの陽性登録がなされず、処理番号が無効になってしまった場合に、**HER-SYSから処理番号を自動で4回まで再発行**する機能を追加。
- 処理番号の最後の自動再発行の有効期間中に、**接触確認アプリへの陽性登録を促すリマインドメッセージをHER-SYSから自動送信**する機能を追加。